

第3回久御山町環境基本計画（久御山町地球温暖化
対策実行計画「区域施策編」含む）策定委員会

令和4年10月18日

次第4 報告事項（1）

久御山町環境基本条例（案）のパブリックコメント実施結果について

- 1 意見の募集期間 令和4年9月12日（月）～令和4年10月11日（火）
- 2 対象者 町内在住、在勤、在学の人
- 3 閲覧・募集方法 産業・環境政策課、ゆうホール、総合体育館、いきいきホール、荒見苑、まちの駅クロスピアくみやま、あいあいホールの施設窓口で閲覧。
また、町ホームページ、広報くみやまに掲載。
意見書は、産業・環境政策課あて持参、郵送、FAX、Eメールにて提出。

4 意見の提出 11名（22件）の意見の提出

番号	ご意見	ご意見に対する町の考え方等
1	【条例（案）前文部分】 「水産資源に恵まれ、豊かな漁場として人々の生活を支え」とあるが、古来から町全体が漁村だったように受けとめられる。	本町の歴史の変遷を紐解く中で、巨椋池において漁業が営まれていた歴史がある一方で、町域内では農業が盛んに営まれていた歴史があります。 については、正しい歴史認識のもと前文を一部修正いたします。
2	【条例（案）前文部分】 現行文は、かつての町の産業が漁業が全てであったような印象を受ける。	
3	【条例（案）第1条部分】 条例案第1条（5）部分において、「鉱物の掘採」による地盤の沈下はなぜ除かれるのか。	当該部分については、環境基本法第2条（定義）に準拠した条文となっておりますが、地盤の沈下の定義における「鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く」理由としては、臨時石炭鉱害復旧法等により別途措置されることとなっているため、対象から除かれています。
4	【条例（案）第4条部分】 第3条から第5条までは各主体の責務を明記していますが、語尾の表現が異なるため義務規定に強弱があるように見えます。語尾を「責務を有する」に統一するべきと考えます。 また、第2項は廃棄物の排出抑制やエネルギー	第3条から第5条において、町、事業者、町民の責務を明記しており、各条文の中で「責務を有する」、「努めるものとする」など用語を使い分けています。これは各主体ごとに取り組むべき事項の中で、特に重要なものについて「責務を有する」という強い表現を

	<p>一の有効利用の観点を加えるべきと考えます。</p> <p>第4条第2項を次のとおり改めてはどうか。</p> <p>「事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全のため、物の製造、加工又は販売その他事業活動を行うにあたって、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等の利用に努めるとともに、その事業活動に係る製品その他の物が使用又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努める責務を有する。」</p>	<p>用いており、本条例（案）での表現は理念条例としてごく一般的な使い分けの表現であり、適切であると考えます。</p> <p>第4条第2項の廃棄物の排出抑制やエネルギーの有効利用の観点については、本条例（案）第15条の中で「資源の循環的な利用等の促進」を定めており、町が利用促進に必要な措置を講じ、町・事業者・町民がそれに取り組んでいくものであると考えています。</p>
5	<p>【条例（案）第5条部分】</p> <p>第3条から第5条までは各主体の責務を明記していますが、語尾の表現が異なるため義務規定に強弱があるように見えます。語尾を「責務を有する」に統一すべきです。また、町民の責務と合わせて昼間人口が多い本町の特徴を反映する必要があると考えます。</p> <p>第5条を次のとおり改めてはどうか。</p> <p>「町民は、基本理念にのっとり、環境の保全等における支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める責務を有する。」</p> <p>第2項は「町の区域に通勤又は通学する者は、基本理念にのっとり、その滞在に伴う環境への負荷の低減に資するよう協力する責務を有する。」</p>	<p>語尾の表現に関しては、上記と同じです。</p> <p>なお、町内への通勤者や通学者などについては、本条例第1条（2）の「町民」の定義を一部修正し、町民の責務として包含いたします。</p>
6	<p>【条例（案）第18条部分】</p> <p>環境の日とあわせて、夢タワーをライトアップし、PRしたらどうか。</p>	<p>ご意見のとおり、環境の日を広く知っていただくために夢タワーのライトアップの活用を検討いたします。</p>

7	【条例（案）第22条以降部分】 第22条以降は条例で謳わなくても良いのではないか。	ご指摘のとおり、本条例（案）の中で、環境審議会の設置に関する条文のみを定め、組織体制等については、別途要綱等で定めることが適切であると考えています。
8	【条例（案）第22条以降部分】 審議会の組織体制等の具体的な内容は、条例本文に盛り込まず、別に定める方が良いでしょう。	については、条例（案）第21条（環境審議会の設置）を一部修正し、条例（案）第22条～第26条部分を削除いたします。
9	【条例（案）第22条～第26条部分】 条例に定めるには細かい内容に思える。この部分は削除し、審議会設置要綱を別途定めてはどうか。	
10	【条例（案）附則部分】 条例制定から、施行までの間に十分な期間を設け、住民・事業者等に周知し、理解してもらってはどうか。	ご指摘のとおり、環境基本条例については、住民・事業者・行政など本町内における全ての関係者に関連する条例となるため、十分な周知期間を設ける必要があると考えています。
11	【条例（案）附則部分】 条例の施行日は、環境の日に合わせて、大々的にPRしたら良いのでは。	については、皆様からいただいたご意見をもとに「久御山町環境の日」を定め、条例の施行日にあわせ、PRに努めていきたいと考えています。

5 条例（案）第18条（久御山町環境の日の制定）に関する回答

選択肢番号	候補日 (下段：町独自の記念日や環境に関する日)	回答者
①	10月1日 久御山町町制施行の日	0名
②	2月16日 京都議定書の発効日、京都府条例に定める「京都地球環境の日」	2名
③	6月5日 国連環境の日・世界環境デー、国が定める環境の日	7名
④	11月19日 環境基本法施行日	1名
その他	【その他の意見】 久御山町環境基本条例を制定した日（町議会で議決された日）	1名

パブリックコメント修正案

久御山町環境基本条例（案）

令和 年 月 日
条例第 号

（前文）

~~私たちのまち久御山町は、古くは広大な湖沼であった巨椋池を中心に水産資源に恵まれ、豊かな漁場として人々の生活を支え、多種多様な生態系を形成していた。~~
~~その後、巨椋池は国営事業として干拓が実施され、豊かな土壌をもつ田畑に姿を変えて農業を中心とした緑豊かな環境の下で人々は生活を営み、歴史と文化を育んできた。~~

私たちのまち久御山町は、古くは広大な湖沼であった巨椋池を中心に自然の恵みを享受し、多種多様な生態系を形成していた。この巨椋池沿岸での漁業のほか、町域内では古代から農業が盛んに営まれていたが、国営事業として巨椋池の干拓や周辺の耕地整理が実施されると、一大優良農業地帯が形成され、さらなる緑豊かな環境の下で人々は生活を営み、歴史と文化を育んできた。

しかし、昭和 41 年に国道 1 号が開通すると、まちの様相は一変し、急速な経済発展を遂げ、都市化や人口増加が進み、農業を中心としたまちから農業と工業のまちへと姿を変える中で、農地の減少や自動車の排ガスによる大気汚染など都市型公害が顕在化することとなった。

また、経済発展による恩恵は私たちの生活を大きく変え、物質的な豊かさや便利さを得た反面、資源やエネルギーの大量消費を前提とする社会経済構造は自然環境や生活環境のみならず地球全体の環境に負荷をかけ、急速な地球温暖化の進展など大きな影響を与えている。

私たちは健康で文化的な生活を営むうえで、健全で恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、その環境を適切に保全し、将来の世代に継承していく責務を負っている。

この共通認識の下に、町、事業者及び町民がそれぞれの立場において環境の保全と創造に取り組むとともに、目指すべき将来像の実現に向けて相互に協力し、経済的發展と環境の保全、創造が互いに阻害することなく持続的に発展していく社会をつくりあげていくため、ここに久御山町環境基本条例を制定する。

【パブコメ意見・修正箇所（前文）】

- ・パブリックコメントの意見として、「町の産業において漁業が全てであったような印象を受ける」という指摘を受け、上記のとおり前文を一部修正。

（定義）

第 1 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 久御山町（以下「町」という。）内において事業を行う者をいう。
- (2) 町民 町内において住所を有する者、土地若しくは建物を所有、管理又は占有する者、町内就業者、通学者及びその他本町に滞在する者をいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因と

なるおそれのあるものをいう。

- (4) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接に関係のある財産並びに人の生活に密接に関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生じることをいう。
- (6) 再生可能エネルギー エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成 21 年政令第 222 号）第 4 条に規定する太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスその他エネルギー源として永続的に利用できると認められるものをいう。
- (7) 循環型社会 廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物のうち、有用なものをできる限り循環資源として使用し、かつ、適正な廃棄物処理により、天然資源の消費が節減され、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

【パブコメ意見・修正箇所（第 1 条（2））】

・パブリックコメントの意見として、「昼間人口の多い本町の特徴を反映する必要がある、町の区域に通勤又は通学する者に対する責務を入れる」という指摘を受け、上記のとおり「町民」の定義を一部修正。

（基本理念）

第 2 条 環境の保全と創造（以下「環境の保全等」という。）は、町民が安全かつ健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ受け継いでいくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然との共生を図るとともに、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目指し、町、事業者及び町民がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に行わなければならない。

3 地球環境の保全は、現在及び将来にわたって、町民が健康で文化的な生活を営むことができる快適な環境を確保する上で極めて重要であるとともに、人類共通の願いでもあることを認識し、地域での取組を含め、国際的協力の下、積極的に推進しなければならない。

（町の責務）

第 3 条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、町の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 町は前項の施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図り、その推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生じるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全等のため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に適正な処理を講じ、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

(町、事業者及び町民の協働)

第6条 町、事業者及び町民は、前3条に規定するそれぞれの責務を果たすため、協働して環境の保全等に関する施策及び活動を推進するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第7条 町は、基本理念にのっとり、次に定める事項を基本方針として、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

- (1) 人の健康を保護し、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の保全、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、澄んだ空、美しい川、花と緑の自然等における多様な自然環境や豊かな農地が保全、創造されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、心豊かに暮らすことのできる地域環境を創造するため、緑や水系などの自然と調和した魅力ある景観形成を推進するとともに、自然災害に強いまちづくりの推進に努めること。
- (4) 廃棄物の減量、資源及びエネルギーの消費の抑制並びに再生可能エネルギーの導入促進等、循環資源の再利用が徹底される施策の推進に努めること。
- (5) 温室効果ガスの排出削減等の地球環境の保全に資する施策の推進に努めること。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、久御山町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、前条に規定する施策の基本方針に沿い、環境の保全等に関する施策の基本的事項をはじめ、取組施策、推進体制等について定めるものとする。

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び町民の参画又は協力が得られるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境基本計画と他の施策との整合)

第9条 町は、施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境状況等の公表)

第10条 町長は、毎年、町の環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等を公表す

るものとする。

(規制措置)

第11条 町は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる行為について必要な措置を講じるものとする。

(1) 公害の原因となる行為

(2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為

2 前項各号に掲げるもののほか、町は、環境の保全上の支障を及ぼすおそれがある行為について必要な規制の措置を講じるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 町は、環境の保全等に関する施策の推進及び環境の保全上の支障の防止のため、必要かつ適正な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備)

第13条 町は、公園、緑地その他の公共的施設の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(自然環境の保全)

第14条 町は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が再生、保全及び創造されるように必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第15条 町は、環境への負荷の低減を図るため、資源の節減及び循環資源の再利用、エネルギーの節減及び有効的利用並びに廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

(環境の保全等に関する教育及び学習等)

第16条 町は、事業者及び町民が環境全般についての関心と理解を深め、環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講じるものとする。

(事業者及び町民の自発的な活動の促進)

第17条 町は、事業者及び町民が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全等に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講じるものとする。

(久御山町環境の日の制定)

第18条 町は、環境保全等の重要性を再認識し、環境の保全等についての更なる意識醸成を図る機会とするため、環境基本法(平成5年法律第91号)第10条第2項に定める環境の日である6月5日を久御山町環境の日と定める。

【パブコメ意見・修正箇所(第18条)】

- ・パブリックコメントにおける募集結果も参考にし、今後、住民や事業者等に周知と理解を得る上で、国が定める「環境の日」と同じ日に定めることが適切であると考え、6月5日を「久御山町環境の日」として定める。

(監視体制等の整備)

第19条 町は、環境の状況を把握し、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、調査等の体制の整備に努めるものとする。

(地球温暖化の防止等に関する施策の推進)

第20条 町は、地球環境の保全に資するため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護及び再生可能エネルギーの導入に関する施策を積極的に推進するものとする。

(環境審議会の設置)

第21条 環境の保全等に関する基本的事項その他町長が必要と認める事項について、町長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について町長に対し、意見を述べるため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、久御山町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

~~(審議会の組織)~~

~~第22条 審議会は、委員15名以内をもって組織する。~~

~~2 委員は、学識経験のある者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。~~

~~3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。~~

~~4 委員は、再任することができる。~~

~~5 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまで、その職務を行う。~~

~~(会長)~~

~~第23条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。~~

~~2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。~~

~~3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。~~

~~(議事)~~

~~第24条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。~~

~~2 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。~~

~~3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。~~

~~4 審議会は、必要と認めるときは、諮問された事項に係る者の出席を求め、意見を聴くことができる。~~

~~(庶務)~~

~~第25条 審議会の庶務は、町長の定める機関において処理する。~~

~~(委任)~~

~~第26条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。~~

【パブコメ意見・修正箇所(第21・22~26条)】

- パブリックコメントの意見として、「審議会の組織体制等の具体的な内容は、条例本文に盛り込まず、審議会設置要綱など別に定める方が良い」との意見を受けて、第21条に「審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める」旨の条文を追加するとともに、第22条~26条までを削除。

附 則

この条例は、令和5年6月5日から施行する。

【パブコメ意見（附則部分）】

- ・パブリックコメントの意見として、「条例制定から、施行までの間に十分な期間を設け、住民・事業者等に周知し、理解してもらってはどうか」という意見を受けて、令和5年6月5日を本条例の施行日とし、施行までの期間において住民・事業者に必要な周知・PRを行う。

久御山町環境審議会設置要綱(案)

久御山町環境審議会設置要綱 (案)

令和 年 月 日

告示第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、久御山町環境基本条例（令和●年久御山町条例第●号）第21条第1項及び第2項の規定に基づき、久御山町環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項の調査審議を行う。

- (1) 環境基本計画の改訂に関すること
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項
- 2 審議会は、環境の保全等に関する基本的事項に関し、町長に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第3条 審議会は、委員15名以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまで、その職務を行う。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要と認めるときは、諮問された事項に係る者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 審議会は、特別の事項を調査研究させる必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 会長が指名する委員
 - (2) 当該特別の事項について専門の知識を有する者のうちから町長が委嘱し、又は任命する者
- 3 部会ごとに部会長を置く。
- 4 部会長は、会長が指名する。

5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、町長の定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和●年●月●日から施行する。